**令和８年（フ）第２２２号**
静岡県富士宮市小泉2158番地の81
債務者　中川　尚子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

**令和８年（フ）第６５号**
滋賀県長浜市高月町落川155番地３　アトラス高月、前住所滋賀県彦根市中藪町664番地６
債務者　北脇日奈子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**令和８年（フ）第５５５号**
兵庫県姫路市飾磨区中野田４丁目12番地23
債務者　木村美智子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**令和８年（フ）第５６５号**
兵庫県姫路市庄田177番地14　Ｇｒａｎ304号室、従前の住所兵庫県神崎郡市川町屋形381番地
債務者　淵田　有紗
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**令和８年（フ）第５６６号**
兵庫県姫路市花田町小川169番地５　ヴェルドールＡ201
債務者　山本　菜緒
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**令和８年（フ）第５７７号**
兵庫県加古川市別府町新野辺北町５丁目50番地の１　グレイス５－105号
債務者　福井　利和
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**令和８年（フ）第５８０号**
兵庫県姫路市網干区宮内1660番地　ポナールＵＳＵＫＩ201
債務者　金澤　茂樹
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**令和８年（フ）第５８１号**
兵庫県姫路市網干区宮内1660番地　ポナールＵＳＵＫＩ201
債務者　金澤千栄子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**令和８年（フ）第５８８号**
兵庫県姫路市大塩町124番地１　大塩コーポ２－Ａ
債務者　飛石　将秀
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**令和８年（フ）第５４７号**
岡山県倉敷市菰池３丁目２番30号、旧住所岡山県倉敷市児島塩生2044番地　９号
債務者　梶原　　翔
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第６１８号**
岡山市北区西古松一丁目２番１号　プレミスト大元503号
債務者　掛川　知美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第６２２号**
岡山市南区豊成二丁目６番６号　コーポ光101、旧住所岡山市東区豊田220番地13
債務者　瀬尾　真吾
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第２７０号**
広島県福山市千田町三丁目14番22－301号、旧住所岡山県井原市高屋町1132番地４
債務者　大﨑　愛梨
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和８年（フ）第１３４号**
山口県下関市細江町２丁目４番１－707号　市営細江住宅
債務者　坂本工務店こと　坂本　謙二
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**令和８年（フ）第１３８号**
山口県下関市長府松小田本町22番27号
債務者　山内　純子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**令和８年（フ）第１４１号**
山口県下関市長崎町１丁目２番７号　大西方
債務者　大橋　和夫
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
山口地方裁判所下関支部破産係